

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する阿見町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び変更に関し必要な事項を協議するために設置する阿見町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に係る調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画に係る調査、分析及び評価に関すること。
- (3) 地域福祉計画の進捗状況の点検等に関すること。
- (4) その他地域福祉計画の策定及び変更に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町民を代表する者
- (3) 福祉関係団体を代表する者
- (4) 町議会を代表する者
- (5) 町職員を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会は、必要に応じ、資料の収集、現状分析、素案の作成等を行うため、ワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、町長が任命する町職員をもって組織する。
- 3 ワーキングチームの会議は、保健福祉部長の命により、社会福祉課長が必要に応じて召集する。この場合において、社会福祉課長は、会議を総理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第96号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月22日告示第263号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年1月1日から施行する。
(最初の委員の任期)
- 2 この告示による改正後の阿見町地域福祉計画策定委員会運営要綱第4条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に委嘱する委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成30年3月16日告示第35号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。